

道州制推進基本法案（骨子案）

平成 25 年 10 月 30 日

地方の時代と言われて、既に相当の年月が経過している。しかしながら、地方分権の推進は、現在の地方自治の仕組みの下では、ほぼ限界に達していると考えられる。依然として中央集権と国依存型の統治構造が維持され、東京一極集中と地方の過疎化が進んでいる。国の財政状況は極めて厳しく、このままでは、地方財政も更に厳しい局面に立たされることとなる。

国は、外交、防衛や真に全国的な視点に立つて行わなければならない社会保障や教育の根幹など本来の国の役割により重点を移すべきである。一方で、地方で判断し、行動できることは地方の責任において処理し、今一層の地方の主体性を確立していかなければならない。

また、世界市場における国際競争が激化する中で、我が国が国際社会において確固たる地位を占め続けるためには、各地域が自らの判断でそれぞれの強みを発揮し、国際的な競争力を高めていかなければならない。そのためには、より広域でより力の蓄積のあるこれまでもは次元の異なる地方自治の主体を構築する必要がある。それが道州である。

道州は、地域の経営主体として、経済成長を担い、雇用を確保し、地方圏への人口の流れを創出するなどにより時代の変化に対応する力を生み出していかなければならない。基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、行政サービスを地域住民の自治を基盤として提供していかなければならない。新しい時代を切り拓いていくためには、新しい国のかたちを作り上げることが、今求められている。

もとより道州制の導入は国、都道府県、市町村の全てを通じた大きな統治構造の改革であり、その実現には国民の合意と協力が必要である。そこで、まず道州制の全体像を国民に提示し、地方や各分野における意見を十分に踏まえ、国民的な議論を開始する必要がある。その上で、道州制の導入について、国会において適切な結論を得るものとする。

ここに、道州制の導入の在り方について、具体的な検討を開始するため、この法律を制定する。

第1 総則

1 趣旨目的

この法律は、道州制の導入の在り方について具体的な検討に着手するため、当該検討のその基本的方向及び手続を定めるとともに、必要な法制の整備について定めることを目的ものとする。

2 定義

① 道州

「道州」は、道又は州をその名称の一部とし、一の都道府県の区域より広い区域（地理的条件等を踏まえ一の都道府県の区域をその区域とすることが適当と認められる場合にあっては、当該一の都道府県の区域）をその区域としてにおいて設置され、基礎自治体を包括する広域的な地方公共団体であって、広域事務（国から移譲された事務をいう。）国及び都道府県から移譲承継された承継した事務を処理するものをいう広域的な地方公共団体である。

② 基礎自治体

「基礎自治体」は、市町村の区域を基礎として設置され、従来の市町村の事務及び都道府県から移譲承継された承継した事務を処理する基礎的な地方公共団体をいうである。

③ 道州制

「道州制」は、道州及び基礎自治体で構成される地方自治制度をいうである。

3 基本理念

道州制の導入は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければ導入されなければならない。

- ① 国の役割及び機能の改革の方向性を明らかにすること。
- ② 中央集権体制を見直し、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、道州及び基礎自治体を中心とする地方分権体制を構築すること。
- ③ 国の事務を国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないものに極力限定し、国家機能の集約、及び強化を図ること。
- ④ ③に規定する事務以外の国の事務については、国から道州へ広く権限を移譲し、道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を有する持つ地域経営の主体として構築すること。
- ⑤ 基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、従来の都道府県及び市町村の権限をおおむね併せ持ち、住民に直接関わる事務について自ら考え、かつ、自ら実践することができる地域完結性を有する主体として構築すること。
- ⑥ 国及び地方公共団体の組織を簡素化し、国、と地方を通じた徹底した行政改革を行うこと。
- ⑦ 東京一極集中を是正し、多様で活力ある地方経済圏を創出し得るようにすること。

4 道州制の基本的な方向

道州制については、次に掲げる基本的な方向に沿って制度化されなければならない。

- ① 都道府県に代わる新たな広域的な地方公共団体としてを廃止し、全国の区域を分けて道州を設置すること。ただし、都の在り方については、道州制国民会議において、その首都としての機能の観点から総合的に検討するものとする。
- ② 道州は、広域的な地方公共団体とし、③③に規定する事務を除き、国及び都道府県から移譲承継された道州へ大幅に事務を移譲させて、広域事務を処理するとともに、一部都道府県から承継した事務を処理するものとすること。
- ③ 基礎自治体は、市町村の区域を基礎として編成し、従来の市町村の事務を処理するとともに、都道府県から移譲承継された住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継させて、当該事務を処理するものとすること。
- ④ 道州は、基礎自治体におけるにおいては、従来の市町村の区域において、地域コミュニティの維持、及び発展が可能となるできるよう、制度的配慮するものとすることを行う。
- ④⑤ 道州及び基礎自治体の長及び議会の議員及び長は、住民が直接選挙すること。

- ⑤⑥ 道州の事務に関する国の立法は必要最小限のものに限定するとともに、道州の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう道州の自治立法権限の拡大、強化拡充を図ること。
- ⑥⑦ 国の行政機関は、整理地方支分部局を含め、再編若しくは合理化をし、又は道州へ移譲するとともに、道州及び基礎自治体の事務に関する国の関与は極力縮小すること。
- ⑦⑧ 道州及び基礎自治体の事務を適切に処理するため、道州及び基礎自治体に必要な税源を付与するとともに、税源の偏在を是正するため必要な財政調整制度を設けること。

第2 道州制推進本部

1 設置

内閣に、道州制推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ①ア 道州制に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。事務
- ②イ 道州制に関する施策の実施の推進に関すること。事務
- ③ウ ①ア及び②イに掲げるもののほか、法令の規定により本部に属する属させられた事務

3 組織

本部は、道州制推進本部長、道州制推進副本部長及び道州制推進本部員をもって組織する。

4 道州制推進本部長

- ① 本部の長は、道州制推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。
- ② 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

5 道州制推進副本部長

- ① 本部に、道州制推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。
- ② 副本部長は、本部長の職務を助ける。

6 道州制推進本部員

- ① 本部に、道州制推進本部員（以下②において「本部員」という。）を置く。
- ② 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

7 資料の提出その他の協力

- ① 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を

求めることができる。

- ② 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

7.8 事務局

- ① 本部に、その事務を処理させるため、本部に事務局を置く。
② 事務局に、事務局長のほか、所要その他の職員を置く。
③ 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

8.9 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

1.0 政令への委任

この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第3 道州制国民会議

1 設置

内閣府に、道州制国民会議を置く。

2 所掌事務

道州制国民会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ①ア 内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議すること。
②イ ①アに規定するの重要事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
③ウ ①ア及び②イに掲げるもののほか、法令の規定によりその権限道州制国民会議に属する属させられた事務

3 組織

道州制国民会議は、委員30人以内で組織する。

4 委員

- ① 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
② 委員は、非常勤とする。

5 会長及び副会長

- ① 道州制国民会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
② 会長は、会務を総理する。
③ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門委員

道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置

くことができる。

7 部会

会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

8 資料の提出その他の協力

- ① 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- ② 道州制国民会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、①に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

9 事務局

- ① 道州制国民会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。
- ② 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- ③ 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

310 道州制国民会議への諮問等

- ① 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、道州制に関する重要事項を道州制国民会議に諮問しなければならない。
- ② ①の重要事項を例示すると、おおむね次のとおりである。
 - ア 道州の区割り区域、事務所の所在地位置その他道州の設置に関すること。
 - イ 国、道州及び基礎自治体の事務の分担に関すること。
 - ウ 国の機構行政機関の再編並びに国の道州及び基礎自治体への関与の在り方に関すること。
 - エ 国の立法権限、並びに道州及び基礎自治体の自治立法権限及び並びにその相互関係に関すること。
 - オ 道州及び基礎自治体の税制その他の財政制度並びに財政調整制度に関すること。
 - カ 道州及び基礎自治体の公務員制度並びに道州制の導入に伴う公務員の身分の変更等に関すること。
 - キ 道州及び基礎自治体の議会の在り方並びに及び長と議会との関係に関すること。
 - ク 道州及び基礎自治体の名称、規模及び編成の在り方並びにその他の組織に関すること。
 - ケ 基礎自治体間の事務の共同処理、道州による基礎自治体の事務の代行等基礎自治体の事務の補完の在り方に関すること。
 - コ 基礎自治体における地域コミュニティの役割に関すること。
 - ケ 道州及び基礎自治体の組織に関すること。
 - コサ 首都及び大都市の在り方に関すること。
 - サ 道州制の導入に関する国の法制の整備に関すること。
 - シ 都道府県の事務の道州及び基礎自治体への移譲承継手続その他の道州制の導入に伴い検討が必要な事項に関すること。

②③ 道州制国民会議は、道州制に関する重要事項について調査審議を行うため必要があると認めるときは、都道府県及び市町村の意見を聴くものとする。

4.1.1 答申

道州制国民会議は、3の10①により諮問を受けた場合ときは、当該諮問を受けた日から3年以内に内閣総理大臣に答申をしなければならない。

5.1.2 中間報告

内閣総理大臣は、3の諮問事項について必要があると認めるときは、道州制国民会議に対し、中間報告を求めることができる。

6.1.3 国会への報告

内閣総理大臣は、道州制国民会議から5.1.1の答申及び1.2の中間報告及び3の諮問に対する答申を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

7—組織

- ① 道州制国民会議は、委員30人以内で組織する。
- ② 委員は、国会議員、地方公共団体の長及び議会の議員並びに優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- ③ 委員(国会議員を除く。)の任命については、両議院の同意を得なければならない。
- ④ 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ⑤ 委員は、再任されることができる。
- ⑥ 委員は、非常勤とする。

8—会長及び会長代理

- ① 道州制国民会議に会長及び会長代理1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ② 会長は、会務を総理する。
- ③ 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9—専門委員

道州制国民会議に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

10—部会

会長は、必要に応じ、道州制国民会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

11—事務局

- ① 道州制国民会議の事務を処理させるため、道州制国民会議に事務局を置く。
- ② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

~~③ 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。~~

1.4 地方六団体との協議

政府は、道州制について地方六団体と協議を行い、その内容が道州制国民会議の調査審議に適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

~~1.2.1.5~~ 設置期限

道州制国民会議は、4.1.1の答申をした日から起算して6月を経過する日まで置かれるものとする。

1.6 政令への委任

この法律に定めるもののほか、道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第4 法制の整備必要な措置

政府は、道州制国民会議の第3 4.1.1の答申があったときは、当該答申に基づき、道州制に関する国民的な議論を踏まえ、2年を目途に速やかに、必要な法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとするを実施しなければならない。

第5 その他

~~① この法律に定めるもののほか、本部及び道州制国民会議に関し必要な事項は、政令で定める。~~

~~② 道州制国民会議が設置されている間、地方制度調査会の所掌から道州制国民会議の所掌に属するものを除くものとする。~~

① この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、②の規定は、公布の日から施行する。

② 第3 4による道州制国民会議の委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

③ その他所要の規定の整備を行う。